

後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

～後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ～

平成24年度 保険料額決定通知書を送付します

平成24年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書等をお送りします。
 保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。

| 納期 (月) | 保険料額 | | 普通徴収の 納期限 |
|-----------|--------|-------|--------------|
| | 特別徴収額 | 普通徴収額 | |
| 4月 | | | |
| 5月 | | | |
| 6月 | 通知書に記載 | | |
| 7月 | | | |
| 8月 | | | |
| 9月 | | | |
| | | : | |

- 特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。
- 普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通達書に記載している金融機関から振り替えさせていただきます。

新しい保険証を送付します

保険証が更新されますので、7月中旬に新しい保険証をお送りします。



- 現在の黄色の保険証は、7月31日（火）で有効期限が切れます。
- 保険証は折りたたみタイプです。半分に折って使ってください。
- 裏面に臓器提供の意思表示ができます。
- 8月以降は新しい保険証を使ってください。
- 新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日です。
- 新しい保険証の色は、緑色です。
- 保険証は上記、保険料額決定通知書とは別に送付します。
- 「一部負担金の割合」は、平成23年中の所得に基づいて判定されています。

平成24年度 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請受付

現在発行している減額認定証は、7月31日（火）で有効期限が切れます。今後、必要な方は申請をしてください。

- ☆対象となる被保険者 平成24年度住民税非課税世帯に属する方
- ☆申請に必要なもの ①保険証 ②印鑑 ③過去1年間に90日を超える入院があれば、入院日数が分かる証明書（領収書等）
- ☆申請場所 市民健康課国保年金係、各総合支所地域市民健康課

【非自発的失業者の保険料の減免について】

非自発的に失業した方は、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771 (代表)
 国東市役所 市民健康課 国保年金係 ☎0978-72-1111 (内線120)